

# 小野町多文化共生のまちづくり推進に関する基本方針

小 野 町  
令和8年3月

# 目 次

## 第1章 基本方針の策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 多文化共生の現状と課題
- 3 多文化共生のまちづくり推進に向けた基本的な考え方

## 第2章 多文化共生のまちづくり推進に関する取組事項

- 1 外国人住民の生活の支援
- 2 交流の場の創出
- 3 日本語教育を受ける機会の確保
- 4 日本語教育に携わる人材の育成・確保

## 用語解説

- 1 技能実習制度
- 2 育成就労制度
- 3 日本語能力試験
- 4 在留資格

## 第1章 基本方針策定にあたって

### 1 策定の趣旨

世界的なグローバル化の進展により、社会において、人、モノ、お金、文化などさまざまな事柄で流動性が高まっている。

特に人におけるグローバル化では、異なる文化に戸惑い、違和感を覚える人も少なくない。そのことにより、文化の違いを理解できず、受け入れられないことは、人権侵害や差別につながる可能性もある。

多文化共生は、国籍や人種にかかわらず、同じ地域で暮らすすべての人々が円滑な社会生活やコミュニケーションを行うために必要不可欠である。

また、国では、少子高齢化による人口減少を背景に、外国人材の円滑かつ適正な受入れを図るため、「技能実習制度」(用語解説1参照)に代わる新たな制度として「育成就労制度」(用語解説2参照)を創設することとしており、日本社会における外国人就業者の重要性がより一層高まっている。

そのような中、本町には町内の企業に就労する技能実習生を中心として多くの外国人が住んでおり、今後も増加の一途をたどると考えられる。一方、町内の人口は減少し、少子高齢化が進んでいる現状がある。

このことから、地域住民と在住外国人が互いの文化を理解し、本町でともに生活していくことのできる環境を整えていくことが喫緊の課題となっている。

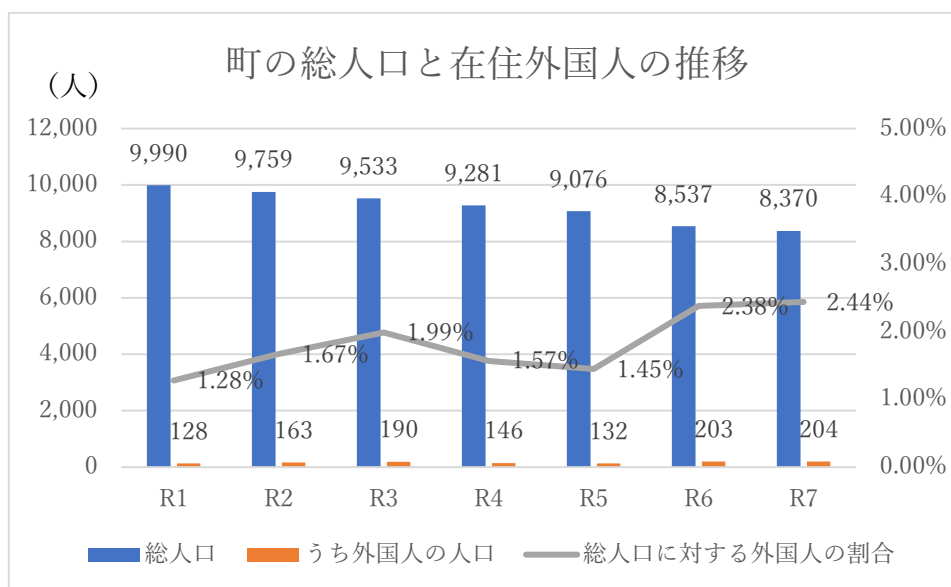
「小野町多文化共生のまちづくり推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)は、基本方針を基に実施する事業を通して、町内で生活することに様々な問題を抱える在住外国人と、地域住民が互いの文化の違いを尊重しながら、共に暮らすことができる「小野町」を実現することを目的とする。

## 2 多文化共生の現状と課題

### (1) 在住外国人の推移

本町の人口は、令和8年1月末現在で8,574人となっている。

うち、65歳以上の人口は3,462人で、高齢化率は40.4%となっている。在住外国人の推移については、年々増加傾向にある。一時的に減少した期間があるものの、令和5年度から再び増加に転じ、令和8年1月末現在では204人となり、総人口に対する在住外国人の割合は2.38%に上っている。全国や福島県の動向をみても増加傾向にあり、本町でも今後ますます在住外国人の増加が見込まれる。



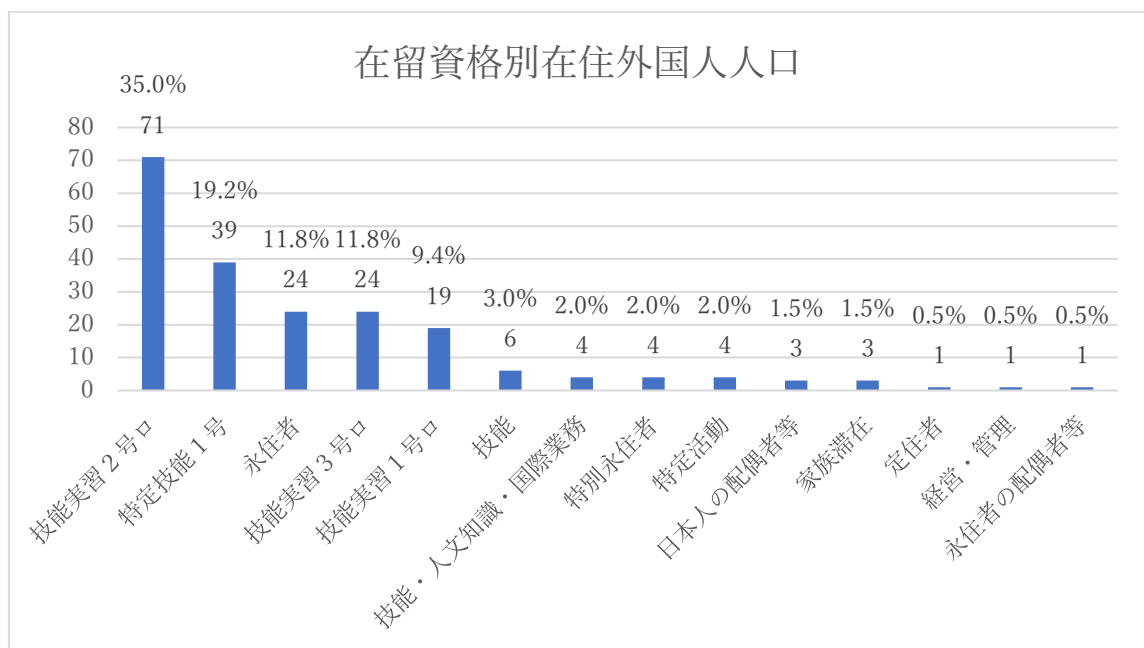
資料：住民基本台帳（令和8年1月末日現在）

令和7年度現在、本町には11カ国の外国人が暮らしている。国別ではインドネシアやベトナムなど東南アジア国籍の人数は160人で、全体の78.4%を占めている。ほかにも中国や南米などの多様な言語や文化を持つ人々が生活していることから、在住外国人が安心して生活できるよう、町内の様々な分野での多言語化や日本語学習の提供、医療福祉などの生活支援の整備、また地域住民との相互理解が必要である。



在住外国人を在留資格別（用語解説4参照）にみると、在留期間2年の「技能実習2号口」が71人（35%）と最も多くなっており、次いで在留期間5年の「特定技能1号」が39人（19.2%）、「永住者」と技能実習2号を良好に終了したのち、最長2年の延長が認められる「技能実習3号口」が共に24人（11.8%）、在留期間1年の「技能実習1号口」が19人（9.4%）、と続いている。

近年、技能実習生が増加傾向にあり、在留1～2年目の外国人が全体の6割を占めていることから、日常生活で必要とされる日本語や本町で生活するうえで必要な情報の提供が重要となっている。



資料：住民基本台帳（令和8年1月末日現在）

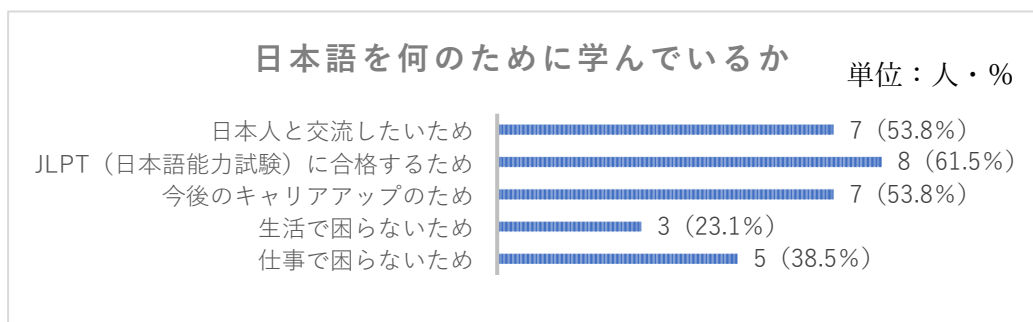
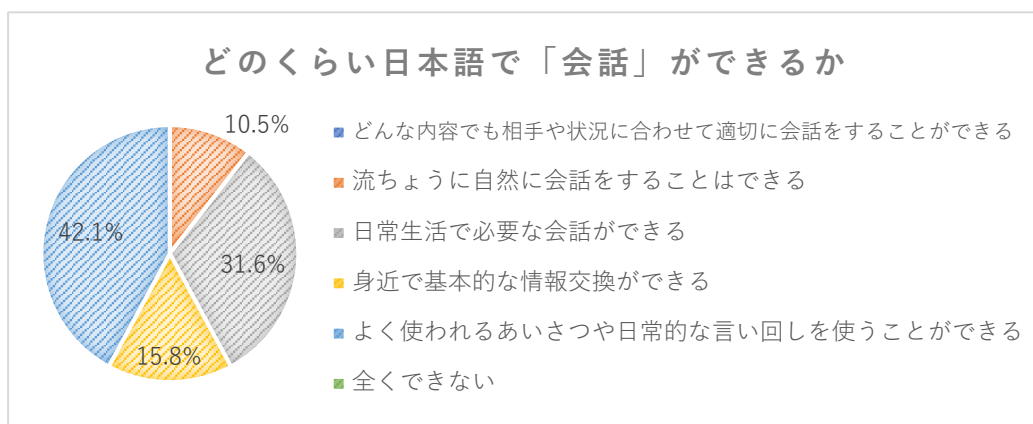
## (2) 日本語教育の現状

令和6年度に18歳以上の在住外国人187名を対象に行ったアンケートでは、19人から回答（回答率10%）があり、以下のような結果となった。

「どのくらい日本語で会話ができるか」については、「よく使われるあいさつや日常的な言い回しを使うことができる」が8人（42.1%）で最も多く、次いで「日常生活に必要な会話ができる」が6人（31.6%）であったのに対し、「流ちょうに自然に会話をするにはできる」は2人（10.5%）、「どんな内容でも相手や状況に合わせて適切に会話することができる」は0%と、日常的な会話ができる程度のスキルにとどまっている人が多いとみられる。

また、「今、日本語を学んでいる」と回答した人は13人（68.4%）で、その目的（複数回答可）については、「日本語能力試験（JLPT）」（用語解説3参照）に合格するため」が8人と最も多く、次いで「今後のキャリアアップのため」と「日本人と交流したいため」がそれぞれ7人で、多くの人が自身のスキルアップや交流を目的として日本語を学んでいることが分かる。

さらに、本町で生活していた中で困ったこととして、「ほしい情報をどこで得られるかがわからない」「役場からくる書類がわからない」「病院で説明するのが大変だった」といった意見が多くあった。



日本語を学んでいない人の理由としては、「日本語を学ばなくても生活できる」が5人（83.3%）、「時間がない」が1人（16.7%）であるが、「日本語を学んでみたい」と回答した人は4人（66.7%）で、仕事や日常生活において支障はないものの、多くの人日本語習得の意欲があるが、日本語を学ぶ環境が整っていないことがわかる。

さらに今後、「育成就労制度」が導入されることにより、日本に長期に在留できるようになり、日本語のスキルを身に付けることがこれまで以上に求められる。そのため、町としても在住外国人が就労する企業と連携を図りながら、日本語教育を推進していく必要がある。

### （3）課題

本町の現状を見たとき、増加する在住外国人を受け入れ、多文化共生のまちづくりを推進する必要性・重要性は非常に高く、その対応については喫緊の課題といえる。

また、在住外国人が安心して生活を送れるよう、町内の様々な分野での多言語化や日本語学習の提供、医療福祉などの生活支援の整備が必要となる。

さらに、在住外国人と地域住民の相互理解においては、両者の交流をコーディネートする組織づくりや多文化共生事業にかかわるサポーターの養成等、人材の育成・確保も必要となる。

## 3 多文化共生のまちづくり推進に向けた基本的な考え方

基本方針は、先に述べた現状を踏まえ課題解決に向け、庁内や関係機関、さらには町民の協力を得ながら、推進していくことを基本とする。

### ■多文化共生のまちづくり推進の方向性■

- ① 在住外国人の生活の支援
- ② 交流の場の創出
- ③ 日本語教育を受ける機会の確保
- ④ 日本語教育に携わる人材の育成・確保

## 第2章 多文化共生のまちづくり推進に関する取組事項

本町において、多文化共生のまちづくりを推進するにあたり、以下の4本の柱に沿って、様々な事業を展開する。

なお取組事項については、本町の最上位計画である「小野町総合計画」に基づき、実施し都度必要な見直しを行うものとする。

### 1 在住外国人の生活の支援

#### (1) 生活・医療・防災等に関する情報提供

交通ルールやごみの分別方法、町内の医療機関受診に関する情報、防災や災害に関する情報など、外国人住民が小野町で生活するうえで必要な情報を、「やさしい日本語」や多言語によりわかりやすく提供する。また、SNS等のツールを活用し適時に提供する。

#### (2) 外国人専用相談窓口の設置

在住外国人や来町外国人が生活に関することや教育に関すること等日常生活で生じる様々な問題を気軽に相談できる窓口を設置する。

### 2 交流の場の創出

#### (1) 在住外国人と地域住民の交流の場の創出

在住外国人と地域住民が互いの文化を理解し尊重しながら、地域の一員として心豊かに暮らせるよう、町で実施する様々な事業をとおして交流できる場を創出する。

#### (2) 在住外国人同士の交流の場の創出

民間団体や企業と連携し、在住外国人同士が国籍や職場を超えて集い話せる場を創出する。

#### (3) 民間団体との連携

町と在住外国人支援を行っている民間団体が連携し、交流の場を創出することにより、住みやすい環境を整える。

### 3 日本語教育を受ける機会の確保

地域日本語教室を通して、小野町の文化や日本の文化を理解するとともに、暮らしの中で必要となる日本語や会話を理解できるように支援する。

### 4 日本語教育に携わる人材の育成・確保

#### (1) コーディネーターの配置

コーディネーターは、在住外国人の多様なニーズにきめ細かく対応し、関係機関と連携して在住外国人に関する課題や、在住外国人と地域住民が相互理解を深める機会を創出することのできる人材を配置する。

#### (2) サポーターの養成

地域日本語教室を支えるサポーターを養成し、在住外国人と交流するきっかけとする。

## 用語解説

### 1 技能実習制度（平成5年創設）

「技能実習制度」は、国際貢献のため、発展途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受入れ、OJT（On the job Training：職場での実務を通して行う教育訓練）を通して技能を移転する制度。

技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、令和6年末現在全国に約46万人在留している。

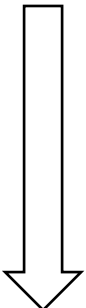
### 2 育成就労制度

令和6年6月21日に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、これまでの「技能実習制度」を抜本的に見直し、人手不足分野における人材の育成と確保を目的とする「育成就労制度」が創設される。育成就労制度は、令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行される。

### 3 日本語能力試験（JLPT Japanese-Language Proficiency Test）

日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する試験。年2回開催。国際交流基金と日本国際教育協会（現日本国際教育支援協会）が1984年に開始した。

日本語能力試験にはN1～N5の5つの段階がある。

 <p>優しい</p> <p>難しい</p>	N5	基本的な日本語をある程度理解することができる
	N4	基本的な日本語を理解することができる
	N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
	N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる
	N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる

#### 4 在留資格

在留資格とは、外国人が日本に滞在する間一定の活動を行う、あるいは一定の地位や身分があることを定めた「入管法」に基づいた法的な資格である。資格は、以下の表のとおりである。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間
外交	外国政府の大使などとしての外交活動。また、その家族としての活動。	外交活動を行う期間
公用	外国政府の大使・領事館の職員。また、その家族などとしての活動。	公用活動を行う期間
教授	大学などの機関における、研究や研究指導の活動。	3年又は1年
芸術	音楽、芸術、文学その他の芸術上の活動	3年又は1年
宗教	外国の宗教団体から派遣される宗教家としての活動。	3年又は1年
報道	外国の報道機関の記者やカメラマンなどとしての活動。	3年又は1年
高度専門	日本国内の関連機関等において、研究若しくは研究の指導などの活動。 (要件により1号、2号に細分化される)	1号：5年 2号：無期限
経営・管理	企業等の経営者や管理者などとしての活動。	5, 3, 1年又は6, 4, 3か月
法律・会計業務	弁護士、公認会計士など、法律上資格を有する者が行うこととされている活動。	5, 3, 1年又は3か月
医療	医師、歯科医師、看護師など、法律上資格を有する者が行うこととされている活動。	5, 3, 1年又は3か月
研究	政府関係機関や企業などの研究者としての活動。	5, 3, 1年又は3か月
教育	日本の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校などの教育機関における語学教師などとしての活動。	5, 3, 1年又は3か月
人文知識・国際業務	大学などで学んだ知識や、母国の企業等で培った経験などに関連する活動。主に法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野の活動	5, 3, 1年又は3か月
企業内転勤	外国の企業等から、日本へ転勤してきた者の活動。活動内容は上記「技術」「人文知識・国際業務」に準じる。	5, 3, 1年又は3か月

介護	介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う活動。	5年、3年、1年又は3か月
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手などとしての活動。	3年、1年又は6か月、3か月、30日
技能	産業上の特殊な分野に属し、熟練した技能を要する活動。	5年、3年、1年又は3か月
特定技能	特定産業分野に属する相当程度の知識や経験を要する活動。 (要件により1号、2号に細分化される)	1号：3年を超えない範囲 2号：3年、2年、1年又は6か月
技能実習	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画に基づいて講習を受け、技能等に係る業務に従事する活動。 (要件により1号から3号に細分化される)	1号：1年を超えない範囲 2号及び3号：2年を超えない範囲
文化活動	収入を伴わない学術・芸術の活動。	3年、1年又は6か月、3か月
短期滞在	観光やスポーツ、親族への面会、会議への参加などの活動。	90日、30日又は15日以内
留学	大学等において、教育を受けることを目的とした活動。	4年3か月を超えない範囲
研修	日本の各種機関において、技能を習得するための活動。	1年、6か月又は3か月
家族滞在	教授・芸術・宗教・報道等定められた在留資格を持って在留する者の扶養を受ける配偶者及び子のための在留資格。	5年を超えない範囲
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動。	5年、3年、1年、6か月、3か月
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者。	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者や子・特別養子など。	5年、3年、1年又は6か月
永住者の配偶者等	永住者の配偶者や子など。	5年、3年、1年又は6か月
定住者	法務大臣が一定の理由を考慮して一定の期間の居住を認めた者。	5年、3年、1年又は6か月

